## 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議 議事録

日時:平成30年6月1日(金)7:45~8:05

場所:官邸3階南会議室

出席者: 菅 義偉 内閣官房長官

野田 聖子 総務大臣

上川 陽子 法務大臣

木原 稔 財務副大臣

齋藤 健 農林水産大臣

石井 啓一 国土交通大臣

吉野 正芳 復興大臣

和泉 洋人 内閣総理大臣補佐官

古谷 一之 内閣官房副長官補

## (議事録)

〇石井国土交通大臣 それでは、ただいまから「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」を開催いたします。

本関係閣僚会議は、所有者不明土地等に係る諸課題につきまして、関係行政機関の緊密な連携のもと、政府一体となって総合的な対策を推進するため、本年1月に設置したものであり、本日は第2回目の開催となります。

それでは、各省庁における検討状況について、まず、私の方から御説明をいたします。 資料1-1、国交省の資料をごらんいただきたいと思います。 2 点御説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。現在の土地所有に関する制度の基本となっております土地基本法は、バブル期の地価高騰等を背景に制定されました。

土地について積極的な利用意向があり、取引がされていくことを前提に、投機的取引等 を抑制するため、土地についての基本理念や国等の責務、土地に関する基本的施策などを 規定しております。

責務につきましては、利用・取引に当たっての事業者・国民の責務は規定されておりますが、利用も取引もされず、単に所有されている場合についての特段の規律は規定されていないという課題があります。

このため、人口減少社会の進展に伴い、土地の価値が下落し、利用意向が低下するという時代背景の変化の中で、今般、土地所有に関する制度の基本となる土地基本法の見直しを検討してまいります。

具体的には、土地が適切に管理され、利用されるために、所有者が負うべき責務につい

て、それを担保するための方策とあわせて検討を行い、平成31年2月をめどに方向性を取りまとめる予定であります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、災害後の迅速な復旧・復興、 社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化等に資するものとして、大変重要でありま す。

現在、地籍調査は平成22年に閣議決定された第6次国土調査事業十箇年計画に基づき進められております。

平成29年3月末時点の全国の面積ベースでの進捗率は約52%である一方、都市部の進捗率が約24%、都市部以外では林地の進捗率が約45%と低くなっております。

現在、平成32年度から始まります第7次国土調査事業十箇年計画の策定とあわせ、国土調査法等の見直しを検討しております。

所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置や、地籍調査等の過程で得られた情報の利活用の促進策等について検討を行い、平成31年2月をめどに 方向性を取りまとめる予定です。

私からは以上であります。

続きまして、上川法務大臣から御説明をお願いいたします。

〇上川法務大臣 資料 1-2 の 1 ページ目をごらんください。所有者不明土地等への対策を推進するに当たって、民事基本法制及び不動産登記行政を所管している法務省の役割は極めて重要なものと考えております。

法務省においては、昨年10月に、登記制度・土地所有権のあり方等について検討を行うべく、研究会を立ち上げました。今般、これまでの議論を踏まえ、検討の方向性につき、中間取りまとめが行われたところです。

中間取りまとめにおいては、土地所有権の強大性・絶対性が公共的な土地利用を妨げているのではないかとの指摘について、現行法上も、所有権の内容は法令の制限に服することとされており、公共の福祉優先の理念等に基づき公共的に土地を利用するための立法が妨げられることはないことが明確に確認されました。

相続登記の義務化等については、相続が生じた場合に、これを登記に反映させる仕組み の構築という観点から、検討を進めることとされています。

また、土地を手放すことができる仕組みや、民事における土地利用の円滑化等について も、引き続き検討を進めることとされています。

これらについては、本年度中の法制審議会への諮問を目指して、具体的な検討を進めて まいります。

次に、資料の2ページ目の変則型登記の解消についてです。

前回のこの会議において、三鷹市長から御紹介がありましたとおり、不動産登記の表題 部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない変則型登記の存在が、円滑な土地の利 用を妨げていると指摘されています。

今後、少子高齢化の進展により、所有者の調査がますます困難になることが確実視されますので、変則型登記を解消していくための方策について、次期通常国会への法案提出を目指して検討を進めてまいります。

最後に、資料3ページ目の不動産登記簿を中心とした土地所有者情報を円滑に把握する 仕組みについてです。

所有者不明土地の発生を予防するため、土地所有者情報の中で、最も基本となる情報である不動産登記簿を中心として、戸籍等と情報連携することなどにより、関係行政機関等が必要な土地所有者の情報を円滑に把握することができる仕組みを構築するべく検討を進めてまいります。

法務省としては、所有者不明土地等の問題の解決に向け、関係省庁と連携しながら、更なるスピード感をもって、対策を推進してまいります。

以上です。

- ○石井国土交通大臣 ありがとうございました。 続きまして、野田総務大臣より御発言がございます。
- ○野田総務大臣 総務省から1点報告させていただきます。

現在、総務省では外部有識者による住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会を開催しており、このたび、中間報告が取りまとめられたところです。

中間報告では、所有者不明土地問題等に対応するための方策として、住民票等の除票の保存期間を延長することについても言及されており、本日の基本方針案にも盛り込まれています。

今後、地方公共団体等の意見も踏まえつつ、最終取りまとめがなされる予定です。こうした取り組みを含め、引き続き、総務省として土地所有者情報を円滑に把握する仕組みについての検討に協力してまいります。

- ○石井国土交通大臣 ありがとうございました。
  - 続きまして、齋藤農林水産大臣より発言がございます。
- ○齋藤農林水産大臣 所有者不明の農地・林地については、今国会において、その利活用を促進する制度を創設したところであります。今後、施行のための準備を速やかに行い、早期に本格稼働できるようにしてまいりたいと思います。
- 一方で、法案審議の過程におきましては、根本的な問題として、登記制度や土地所有権 そのものを見直す必要があるのではないかとの指摘も多くいただいたところであります。 私としましても、この問題については抜本的な解決に向けて、政府全体でスピード感を持 って進めていく必要があると考えておりまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思い ます。
- ○石井国土交通大臣 ありがとうございました。

御説明いただきました各省庁の検討状況を踏まえ、今後、所有者不明土地等対策を推進

していくための基本方針の案と、工程表の案を作成しておりますので、内閣官房より御説明をお願いいたします。

〇古谷内閣官房副長官補 お諮りする基本方針案は、資料 2-1 でございます。工程表案 が資料 2-2 となっておりますが、そのポイントを資料 3 の御説明資料にまとめてありますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

ただいま各大臣から御説明がありましたとおりでありますが、土地基本法等の土地所有に関する基本制度の見直しや、登記制度、土地所有権のあり方等の民事基本法制の見直しにつきましては、本年度中に制度改正の具体的方向性を示した上で、2020年までに制度改正を実現することとしております。

土地所有者情報を円滑に把握する仕組みにつきましても、2020年までに必要な制度の整備を行うこととしております。

また、変則型登記を正常な登記に改めるための法改正につきましては、法務大臣からお話がありましたように、次期通常国会に法案を提出することとしております。

以上でございます。

〇石井国土交通大臣 説明は以上になります。ほかに御発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、「所有者不明土地等対策の推進に向けた基本方針 (案)」について、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石井国土交通大臣 ありがとうございます。

それでは、基本方針案を本会議の決定といたします。

最後に菅官房長官から御発言をいただきたいと思いますが、その前にプレスが入ります ので少々お待ちいただきたいと思います。

## (報道関係者入室)

- ○石井国土交通大臣 それでは、菅官房長官、よろしくお願いいたします。
- ○菅内閣官房長官 所有者不明土地の問題は地域にとって極めて深刻な問題であります。 今後、大量の相続が発生する中にあって、一刻も早い解決が求められる重要な政策課題で あります。

そのため、当面の措置として、所有者が不明な土地であっても、公園や購買施設など、 地域の活性化に役立つ施設のために、10年間の利用を可能とする新しい制度を盛り込んだ 法案を今国会に提出しているところであります。法案成立後は、新しい制度の普及や取り 組みを積極的に行っていく必要があります。

次に、こうした対策にとどまらず、問題解決に当たっては、所有者不明土地の解消とともに、こうした土地の発生を抑制するための抜本的な解決策が必要であります。このためには、土地所有権や登記制度のあり方など、土地の所有に関する基本制度に踏み込んで、期限を切って検討していくことが必要であります。

先ほど基本方針を決定したところですが、これに基づき、土地所有に関する基本制度や 民事基本法制の見直し、地籍調査の迅速化等について、本年度中に具体的な方向性を提示 し、2020年までに必要な制度改正を実現します。また、変則型登記の解消については、次 期通常国会へ法案を提出するなど、着実に対策を推進します。

所有者不明土地の問題解決に向けて、各大臣にリーダーシップを発揮していただいて、 政府一体となって取り組んでいくことをよろしくお願いします。

○石井国土交通大臣 ありがとうございました。

プレスの方は退室をお願いいたします。

## (報道関係者退室)

〇石井国土交通大臣 菅官房長官の御発言及び基本方針を踏まえまして、各省庁におきま しては、所有者不明土地等対策を着実に進めていただくようお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。

(以上)